

「改訂意匠審査基準（案）（第2部）」及び「改訂意匠審査基準（案）（第7部、第11部）」に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

番号	寄せられた御意見の内容	御意見に対する考え方	提出者
改訂意匠審査基準（案）（第2部）について			
1	<p>21. 1. 2の(1)の丸10のハの「花瓶」について、底面以外の部分を特定するために、断面図を加えた特定で底面図の省略が許容されるべきであり、その場合は、部分意匠のとき、71. 2. 2の(3)でも、底面図を除く一組の図面に断面図を加えた特定を認めるべきです。</p> <p>なお、「テープカッター」は、斜視図がなければ底面が長方形と限らず、四隅が徐々に丸みを帯びて底面は楕円形かもしれません。さもなければ「花瓶」も回転対称を基本として底面は円形と解されます。</p>	<p>御意見いただいたように、事例中の図面に加え、断面図等のその他の図面があり、それらを総合的に判断して一の意匠の内容を導き出せる場合は、底面図が不足していても、意匠が具体的であるものと判断します。</p> <p>御意見を踏まえ、「花瓶」の事例の注意書きと「テープカッター」の事例を修正しました。</p>	1個人
2	<p>現行意匠審査基準において底面図の省略を認めていた「大型の機械など」と同様、床面や卓上などに置いて使用し、使用時に持ち上げることがなく通常は底面を見ることがないものにおいて、底面図が不足していても、他の願書及び図面の記載を総合的に判断すれば、具体的な意匠の内容を導き出すことができる場合は、意匠が具体的であるものと認めるものであり、国際協調、及び出願人の負荷低減の観点から、適当であると考え</p>	<p>本改訂案の内容を支持する御意見と理解いたします。</p>	1企業
3	<p>壁面に掛けて又は壁際で使用し、使用時に持ち上げることがなく通常は背面を見ることがない物品（例えば、「壁掛け時計」、「壁掛けTV」、「大型家電」等）も存在する。つまり、物品の使用態様を考慮し、底面図もしくは背面図のいずれか1つが不足していても、他の願書及び図面の記載を総合的に判断すれば、具体的な意匠の内容を導き出すことができる場合は、意匠が具体的であるものと認めることを検討して頂きたいと考える。尚、背面図の省略は、米国、欧州共同体、中国でも認められており、国際協調、出願人の負荷低減という上記改定の目的に沿うものであると考える。</p>	<p>今回の改訂は、既に認められていた「底面図」の省略について、大型の車両・機械等以外にも適用できるよう、その対象を緩和したものです。</p> <p>背面等、他の面に関しては、壁掛けのための機構等様々な態様が想定される蓋然性が高く、取引や使用の際に観察される機会も多いことから、その省略についてユーザー調査において慎重な声もあり、さらに、背面図等が不足した意匠と、背面以外の部分を意匠登録を受けようとする部分とする部分意匠との違いが不明確となることから、今回の改訂の対象といたしませんでしたが、今後、部分意匠との関係を考慮しつつ改善を検討して参ります。</p>	1企業

改訂意匠審査基準（案）（第7部、第11部）について

4	<p>71.4.1.2の(1)の丸2の「デジタルカメラ」について、「各図が実線と破線により明確に描き分けられており」という説明だけでは、71.4.1.2の(2)の丸1の「ハンカチ」との違いが分かりにくいと思われれます。</p> <p>「デジタルカメラ」は、意匠が彩色を含まず、実線と破線のみで表されているためでしょうか。しかし、彩色を含んでも、外形を表わす破線に形状線が添えられないなら、破線が全体意匠を表すとは言えないという理由でも、具体的な部分意匠と理解されます。</p> <p>「ハンカチ」は、破線がステッチと理解され得るという物品の事情や、中央の破線と四隅の彩色とどちらが「その他の部分」か特定できないなど、複数の理由が考えられるため、どの事情が違えば具体的と認められるか分かりにくいと思われれます。</p>	<p>71.4.1.2の(1)②の「デジタルカメラ」の事例についてはご異論ないものの、同②の「ハンカチ」の事例がわかりにくいとのご指摘と理解いたしました。</p> <p>71.4.1.2の(2)の①の事例については、ハンカチにステッチ模様が表されることは一般的であることに加え、破線部が、その周囲のハート型の模様とほぼ同形であること、さらに、本事例では、【部分意匠】の欄の記載が無いことから、破線部が意匠登録を受けようとする部分以外の部分を表しているのか、ステッチ模様であるのか不明であり、「意匠の説明」の記載が無ければ意匠の特定ができない事例となっています。</p> <p>一方、万一本事例において、【部分意匠】の欄の記載がある場合には、本事例の破線部は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分以外の部分を表したものと認定することとなります。</p> <p>なお、【部分意匠】欄の記載があっても「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法がない場合の運用は、改訂を行っておらず、本改訂において追加した71.4.1.2の(2)の【事例2】は、その具体的事例を掲載したものです。</p>	1個人
5	<p>71.4.1.2の(2)では、出願当初から「部分意匠」の欄があっても「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法がないと、従来より厳しくなるのでしょうか。そうでないなら、「部分意匠」の欄に記載したことが具体的な部分意匠と認められるのに有利な事例か説明を加えるべきです。</p>	<p>ご指摘の71.2.1は、部分意匠の際の、願書の記載事項の原則を記載したものです。一方、今回の改訂案では、このうち(1)及び(3)の記載に限り、不備があっても、意匠が具体的と認め、当該不備を審査官の拒絶理由とはしない場合の考え方を規定したものです(71.4.1.2(1))。ただし、国内出願の場合のみ、部分意匠に係る意匠登録出願であるものと判断されるにも関わらず【部分意匠】の欄が不足する場合は、方式違背となり、【部分意匠】の欄を追記する補正が必要となります。</p>	1個人
6	<p>「意匠が具体的」とは、71.4.1の(2)では意匠法第3条第1項柱書の要件の一つですが、71.4.1.2では願書の補正が必要な場合も「意匠が具体的」なら分かりにくいと存じます。71.2.1の(1)及び(3)は意匠が具体的でも省略を認めないでしょうか。国際意匠登録出願では118.1.1.1の(2)のように義務でないため、補正しなくてよいでしょうか。</p>	<p>ご指摘の71.2.1は、部分意匠の際の、願書の記載事項の原則を記載したものです。一方、今回の改訂案では、このうち(1)及び(3)の記載に限り、不備があっても、意匠が具体的と認め、当該不備を審査官の拒絶理由とはしない場合の考え方を規定したものです(71.4.1.2(1))。ただし、国内出願の場合のみ、部分意匠に係る意匠登録出願であるものと判断されるにも関わらず【部分意匠】の欄が不足する場合は、方式違背となり、【部分意匠】の欄を追記する補正が必要となります。</p>	1個人
その他			

7	意匠法第4条第1項及び第2項並びに第3条第1項各号及び第2項の規定の記載及び解釈に関するご意見。	今般の意匠審査基準一部改訂事項には該当しないことから、回答は差し控えさせていただきます。	1個人
---	--	--	-----

※ 上記のほか、意匠審査基準に関わりのないご意見が寄せられましたが、意匠審査基準に関わりがないものについては、回答は差し控えさせていただきます。